



事務連絡
令和3年5月12日

公益社団法人 日本精神科病院協会 御中

厚生労働省医政局看護課
看護サービス推進室

看護師の特定行為に係る研修制度に関するポスター等
の周知について（協力依頼）

看護師の特定行為に係る研修制度については、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国民の皆さまへ本制度の周知を図ることを目的にポスターを作成致しました。

また、かねてよりご活用いただいている医療従事者、施設管理者、訪問看護ステーション等向けリーフレットの内容を改訂致しましたので、併せて同封致します。

つきましては、当該研修を実施または修了者が就業している医療機関においてご活用いただきますよう、貴団体の会員の皆さまへ周知を賜りますようお願い致します。

なお、指定研修機関宛に同様のお知らせをしておりますことを申し添えます。

(同封物)

- ・ポスター 1種
- ・リーフレット 3種（医療従事者向け、施設管理者向け、訪問看護ステーション及び事業者向け）

(参考)

- ・ポスター及びリーフレット掲載先 厚生労働省ウェブサイト

URL:<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

【お問い合わせ先】

厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

電話：03-5253-1111

担当：松村（内線4176）

医療関係者の皆さまへ

これからの医療を支える 看護師の特定行為研修制度

ご 案 内



©MINEKO UEDA

—— 「特定行為に係る看護師の研修制度」で、変わること ——

1 見える

医師・歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づいて看護師が行える「特定行為（診療の補助）」が明確になりました。

2 身につく

特定行為研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけた看護師が育成されます。

3 見極める

特定行為研修を修了した看護師が患者さんの状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能になります。

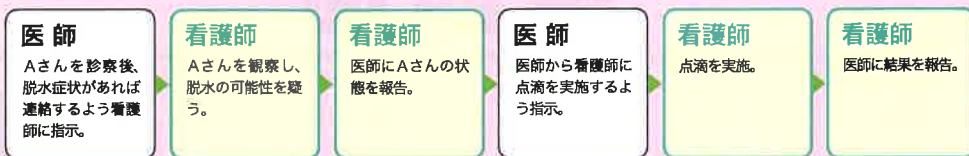


これからの医療を支える研修制度

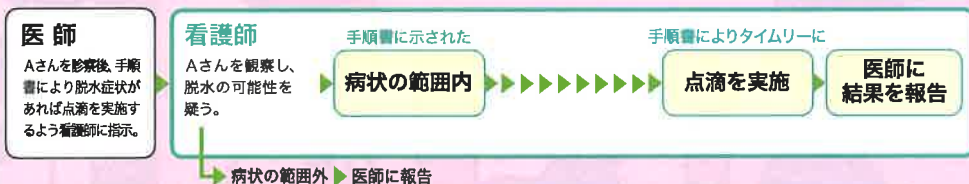
団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、今後の医療を支えるために保健師助産師看護師法が一部改正されました。平成27年10月1日から手順書により特定行為を行う看護師に対し、「特定行為研修」の受講が義務づけられました。

特定行為の実施の流れ ▶ 受講前・後でこのように変わります (脱水を繰り返すAさんの例)

特定行為の実施 (研修受講前)



特定行為の実施 (研修受講後)



診療の補助である「特定行為」って何？

- 特定行為は、診療の補助であって、看護師が行う医療行為のうち、手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力および判断力、高度かつ専門的な知識・技能が特に必要とされるものとして定められた38の行為です。
- 38の特定行為は、21の特定行為区分に整理されており、特定行為区分を最小単位として研修が行われます。

特定行為区分 (21)	特定行為 (38)
呼吸器 (気道確保に係るもの) 関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器 (人工呼吸療法に係るもの) 関連	機器的陽圧換気の設定の変更 非機器的陽圧換気の設定の変更 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 人工呼吸器からの脱離
呼吸器 (長期呼吸療法に係るもの) 関連	気管カニューレの交換
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理 一時的ペースメーカーリードの抜去 経皮的心的補助装置の操作及び管理 大動脈内バルーンポンピングからの脱離を行うときの補助の頻度の調整
心臓ドレーン管理関連	心臓ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引機の吸引圧の設定及びその変更 胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去 (腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換 膀胱ろうカテーテルの交換
空嚥に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理) 関連	中心静脈カテーテルの抜去
空嚥に係るカテーテル管理 (末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理) 関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
新薬管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血 機動動脈ラインの確保
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクローロールの投与量の調整 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
精神及び神経状態に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時的投与 抗精神病薬の臨時的投与 抗不安薬の臨時的投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗凝固剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

領域別パッケージ研修の概要

特定行為研修は特定行為区分ごとに受講するように定められていますが、領域別パッケージ研修は、各領域において一般的な患者を想定し、実施頻度が高いと想定される特定行為をまとめた研修です。領域には、「在宅・慢性期領域」、「外科系基本領域」などがあります。

特定行為区分のうち一部の特定行為の研修を受講するので、特定行為区分ごとに研修を受けるのと比較して短い時間数で研修を修了することができます。

領域別パッケージ研修について ～在宅・慢性期領域を受講する場合～

在宅領域に関連した
区分別科目を
すべて受講する場合

330時間



在宅・慢性期領域
パッケージを
受講する場合

311時間

+ 各5症例

特定行為区分	特定行為	時間数	領域別パッケージ研修の 時間数+実習症例数
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換	8	8+5症例
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	22	16+5症例
	膀胱ろうカテーテルの交換		—
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	34	26+5症例
	創傷に対する陰圧閉鎖療法		—
栄養及び水分管理に係る 薬剤投与関連	接続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	16	—
	脱水症状に対する輸液による補正		11+5症例
	区分別科目小計	80	61+各5症例

手順書って何？

- 手順書は、医師・歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書または電磁的記録のことです。
- 医師・歯科医師は手順書を適用する際に、患者さんと看護師を特定します。
- 各医療現場の判断で、具体的内容を追加することもできます。



「直接動脈穿刺による採血」に係る手順書のイメージ

事項	具体的な内容
当該手順書に係る特定行為の対象となる患者	呼吸状態の変化に伴い迅速な対応が必要になりうる患者
看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲	以下のいずれかが当てはまる場合 呼吸状態の悪化が認められる（SpO ₂ 、呼吸回数、血圧、脈拍等） 意識レベルの低下（GCSO点以下又はJCSO桁以上）が認められる
診療の補助の内容	病状の範囲に合致する場合は、直接動脈穿刺による採血を実施
特定行為を行うときに確認すべき事項	穿刺部位の拍動がしっかり触れ、血腫がない
医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制	1. 平日日勤帯 担当医師又は歯科医師に連絡する 2. 休日・夜勤帯 当直医師又は歯科医師に連絡する
特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法	手順書による指示を行った医師又は歯科医師に採血の結果と呼吸状態を報告する（結果が出たら速やかに報告）

※ 特定行為以外の診療の補助と同様に、特定行為を行うときには、「医師・歯科医師が医行為を直接実施するか」「どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるか」の判断は、患者さんの病状や看護師の能力を勘案し、医師・歯科医師が行います。



特定行為研修ってどういうもの？

研修を実施する機関

特定行為研修は厚生労働大臣が指定する研修機関で行います。

研修の内容

研修は、全てに共通して学ぶ「共通科目」と、特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれています。研修は、指定研修機関での講義・演習・実習によって行われ、一部の指定研修機関では講義と演習に「e-ラーニング」を導入しています。

修了証の交付

特定行為研修修了後には、指定研修機関より修了証が交付されます。指定研修機関は、研修修了者の名簿を厚生労働省に報告します。

共通科目

全ての特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための研修

共通科目の合計時間数：250時間

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学	30
臨床推論	45
フィジカルアセスメント	45
臨床薬理学	45
疾病・臨床病態概論	40
医療安全学／特定行為実践	45
合計	250

区分別科目

特定行為区分ごとに必要とされる能力を身につけるための研修

区分ごとに設定された時間数：5～34時間

(例) 特定行為区分	時間数
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	9
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	8
創傷管理関連	34
創部ドレーン管理関連	5

※上記の時間数に加えて、区分に含まれる行為ごとに5～10症例の実習が必要です。



どこで特定行為研修が受けられるの？

特定行為研修を行う指定研修機関は、厚生労働省のウェブサイトに掲載しています。

<指定研修機関一覧>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087753.html>

<特定行為研修制度についてのより詳しい情報はこちらをご参照ください>

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>



特定行為を適切に行うために

本制度は、従来の「診療の補助」の範囲を変更するものではありません。

これまで通り、看護師は、医師・歯科医師の指示で、特定行為に相当する診療の補助を行うことができますが、医療機関の皆さまには、特定行為を適切に行うことができるように、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」(平成4年法律第86号)第5条の規定に基づき、看護師が自ら研修を受ける機会を確保できるように配慮をしていただきたいと思います。

また、看護師は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第28条の2及び「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第6条の規定に基づき、その能力の開発及び向上に努めていただきたいと思います。

施設管理者・看護管理者の皆さまへ

これからの医療を支える 「看護師の特定行為研修」

ご案内

あなたの施設の看護師を育てよう!



©MINEKO UEDA

—— 「特定行為に係る看護師の研修制度」で、変わること ——

1 見える

医師・歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づいて看護師が行える「特定行為（診療の補助）」が明確になりました。

2 身につく

特定行為研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけた看護師が育成されます。

3 見極める

特定行為研修を修了した看護師が患者さんの状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能になります。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和3年5月改訂



「特定行為研修」って、どういうもの？

目的

特定行為研修を受けると、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書(指示)によって、看護師がタイムリーに特定行為を実施できるようになります。
 特定行為研修は、今後の急性期医療から在宅医療などを支えていく看護師を、計画的に養成することを目的としています。

研修内容

特定行為研修は、全てに共通して学ぶ「共通科目」と、特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれています。研修は、指定研修機関での講義・演習・実習によって行われ、一部の指定研修機関では講義と演習に「e-ラーニング」を導入しています。

特定行為研修は、働きながら受講ができます

●研修のイメージ

共通科目を受講中の一週間

	月	火	水	木	金	土	日
午前	日勤	日勤	日勤	共通科目※	夜勤	夜勤	
午後							
夕方	共通科目※	共通科目※	共通科目※	夜勤	夜勤	共通科目※	

※自宅や職場でe-ラーニング受講

区分別科目を受講中の一週間

	月	火	水	木	金	土	日
午前	実習	実習	自己学習	実習	実習	実習	自己学習
午後	日勤	日勤	実習	日勤	日勤	日勤	
夕方		自己学習			自己学習		

実施機関

特定行為研修は、厚生労働大臣が指定する指定研修機関で行います。
 ※【区分別科目】は、指定研修機関と連携することで、自施設で行うことが可能です。



特定行為研修の受講生が所属する施設の

施設管理者・看護管理者の役割

施設管理者・看護管理者の皆さまは、特定行為研修修了者が研修で学んだ内容を施設内で活用するために、以下のようなことが必要です。

- ① 研修受講中の研修生の身分保障
- ② 受講にあたっての勤務日や業務の調整
- ③ 研修修了後の配置先の検討
- ④ 修了者と働く医師や他スタッフ、施設内への修了者の活動に関する周知 など

Q & A



指定研修機関はどこにありますか？

特定行為研修を実施している指定研修機関は全国にあります。
詳しくは、厚生労働省のウェブサイトからご覧ください。



<指定研修機関一覧>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087753.html>



特定行為研修の期間はどれくらいですか？

指定研修機関や研修を行う区分別科目によりますが、おおむね5か月～2年間で修了することができます。

詳しくは、各指定研修機関の募集要項を参照してください。



特定行為研修の受講料はいくらかかりますか？

指定研修機関や研修を行う区分別科目によりますが、おおむね30万円～250万円かかります。
詳しくは、各指定研修機関の募集要項を参照してください。

特定行為研修には、以下のような支援制度があります

厚生労働省

教育訓練給付

一定の要件を満たした雇用保険の被保険者、または被保険者でなくなってから1年以内にある方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受けて修了した場合に、その講座を受講するために支払った費用の4割(上限20万円)を受給することができる制度です。

※教育訓練給付は、一定の条件を満たす研修に限ります。

※給付を受けるには、研修を受講する看護師ご本人の手続きが必要です。

受講を検討している看護師の方へご周知ください。

※被保険者とは、一般被保険者および高齢被保険者をいいます。

→ 詳細は、最寄りのハローワークにお尋ねください。

厚生労働省

人材開発支援助成金

事業主が、雇用している者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練にかかる費用や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

→ 詳細は、最寄りの労働局またはハローワークにお尋ねください。

都道府県

地域医療介護総合確保基金

いくつかの都道府県では、地域医療介護総合確保基金を活用して、研修を受講する受講生やその研修生が所属する施設に対して、受講料や代替職員雇用の費用等の支援を行っています。

→ 詳細は、都道府県にお尋ねください。



特定行為研修後に活躍する、修了者の声

手応え

訪問看護ステーションの利用者の方が胃ろうを交換する際、今までは家族が介護タクシーを予約するなどして、交換のたびに診療所で受診していました。利用者、家族からも負担が大きいといった声を聞くことがあり、看護師としてジレンマを感じていました。これからは条件が整えば、手順書に従い看護師だけでも交換を行うことができ、利用者、家族の負担を軽減できると思います。

看護の質

特定行為研修で、医学的根拠に基づいた臨床推論や臨床薬理、フィジカルアセスメントを学んだことで、看護の視点に加えて、医学の視点から患者の疾患・症状を理解することができるようになりました。「医師からの説明が難しかった」という患者の声に対し、医学用語をわかりやすく患者や家族に説明できるようになったり、疾患・症状・生活を含めた患者、家族の全体像をアセスメントすることができるようになり、よりよいケアが提供できるようになったと感じています。



修了者と協働する医療スタッフの声

看護管理者

私たちの地域では開業医の高齢化が進んでおり、今後地域の訪問診療を行う医師が減少する可能性があります。そうなる前に看護師が特定行為研修を修了し、手順書により特定行為を行えるようになることで、地域医療に貢献しなければと思いました。
(訪問看護ステーション管理者)

同僚

朝のカンファレンスで患者の病態を報告する際、特定行為研修の修了者から具体的に根拠に基づいた助言をもらえるようになりました。
その姿を見て私も後に続かなければと思うようになり、特定行為研修を受講する予定です。

看護管理者

研修修了者が、特定行為研修の共通科目で学んだ医学的な知識を用いて、看護師の視点から、後輩スタッフのアセスメント能力が向上するような助言を行っているため、ステーション全体の看護の質が向上しています。
(訪問看護ステーション管理者)

医師

在宅患者の気管カニューレや胃ろうに急に不都合が生じた場合、外来診療中でも往診を依頼されます。特定行為研修を修了した看護師が手順書によって気管カニューレや胃ろうを交換することができれば、外来患者、在宅患者双方に適切なタイミングで対応できると考えています。また、外来診療を行う医師も安心して利用者を受け入れることができるため、より安定した地域の医療提供体制が構築できるのではないかと思います。
(クリニック医師)

*本リーフレットにおける「修了者」には、実習中の受講者を一部含みます。



特定行為研修についての詳細

厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

<特定行為に係る看護師の研修制度>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>



訪問看護ステーション・介護施設の皆さまへ

これからの医療を支える 「看護師の特定行為研修」

ご 案 内

本リーフレットにおける「特定行為」は、看護師が手順書に基づき行う38の診療の補助行為を指します。介護職員等による喀痰吸引等の行為とは異なります。



©MINEKO UEDA

—— 「特定行為に係る看護師の研修制度」で、変わること ——

1 見える

医師・歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づいて看護師が行える「特定行為（診療の補助）」が明確になりました。

2 身につく

特定行為研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけた看護師が育成されます。

3 見極める

特定行為研修を修了した看護師が患者さんの状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能になります。

「治療」と「生活」の両面から利用者さんを支えるために…

「特定行為研修」の目的

特定行為研修を受けると、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書（指示）によって、看護師がタイムリーに特定行為を実施できるようになります。

特定行為研修制度は、特定行為研修を修了した看護師を計画的に養成し、今後の急性期医療から在宅医療を支えていくことを目的としています。



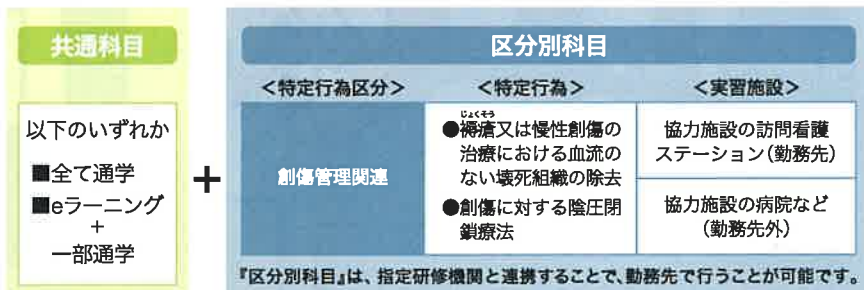
受講方法

看護師が就労しながら研修を受けられるよう、

- ① 講義・演習の一部は、eラーニングなど通信による学習が可能です。
- ② 実習は、受講者の所属する就業場所でも受講可能です。

在宅医療に関する「特定行為研修」のイメージ

例 創傷管理関連を受講する場合



研修は、全ての特定行為区分に共通して学ぶ「共通科目」と、特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」により構成されています。研修は、指定研修機関での講義・演習・実習によって行われ、一部の指定研修機関では講義と演習に「e-ラーニング」を導入しています。

2019年から領域別パッケージ研修がはじまりました

特定行為研修は特定行為区分ごとに受講するように定められていますが、領域別パッケージ研修は、各領域において一般的な患者を想定し、実施頻度が高いと想定される特定行為をまとめた研修です。領域には、「在宅・慢性期領域」、「外科系基本領域」などがあります。特定行為区分のうち一部の特定行為の研修を受講するので、特定行為区分ごとに研修を受けるのと比較して短い時間数で研修を修了することができます。

特定行為研修修了者の声



訪問看護ステーションで活躍する研修修了者

もっこう たつや
木工 達也 氏

どこでも訪問看護ステーション 田野
創傷管理関連他8区分修了

私は、訪問看護への転職と同時期に、特定行為研修を受講しました。職場からの勤務調整や給与などのサポートを得て、修了することができました。

研修の大きな特徴は、フィジカルアセスメントのスキル向上や臨床推論を基盤とした視点が身につく点です。受講によって、多職種との連携の際に「医療」と「生活」の視点を統合した共通のゴールを示せるようになり、利用者と家族の安心した療養生活の支援につながると 생각합니다。

研修修了後は、訪問の際に異常を察知すると、身体診察と問診を行い、鑑別疾患を挙げ、在宅医に報告して必要な処置を行っています。褥瘡管理時は、外科的処置を実施する機会が多いため、早期加療が可能となりました。また、胃瘻などの継続的な医療サービスが必要な利用者の受診に伴う苦痛や在宅医の負担の軽減、利用者の重症化予防、救急搬送数の減少も期待できます。

在宅領域の特定行為研修修了者は、未だ少ないのが現状です。研修で得た知識・技術を他看護師と共有することで、事業所単位の看護の質も向上します。ご検討中の皆さまも、一步を踏み出し、受講してみてください。



介護施設で活躍する研修修了者

ねもと ちえ
根本 千恵 氏

介護老人福祉施設ヴィラ町田
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連他7区分修了

特定行為研修の修了に向け、施設長をはじめ快く実習に送り出してくれました。研修中は、施設との間で「報・連・相」をこまめに行うことが大切だと感じました。

研修によって、アセスメントする力や必要な治療を理解し特定行為を実施する力がつきました。研修内容は、特定行為のみに活かすのではなく、日々の看護業務の中で、特定行為も含めた医療・看護の提供にも繋がっています。

具体的には、「脱水症状に対する輸液による補正」、「感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与」などを中心に、毎週数例の特定行為を実践しています。手順書の範囲内である場合は、医師の指示を待たずに、利用者様の病状の変化を自ら判断し、迅速に対応していますが、幸い、利用者様やご家族の理解も得られ、医師・管理者・同僚との信頼関係も深まりました。多様な臨床場面で、多数の特定行為を実践できるようになったことは、自信にも繋がりました。

課題は、研修を修了した看護師が施設に私一人で、不在時の対応ができないことです。一人でも多くの看護師が受講することで、利用者様の施設生活の継続に繋がる関わりができると思うので、ぜひ受講していただきたいです。



Q & A



特定行為研修にかかる期間はどのくらいですか？

指定研修機関や研修を行う区分別科目によりますが、おおむね5か月～2年間で修了することができます。



特定行為研修の受講料はいくらかかりますか？

指定研修機関や研修を行う区分別科目によりますが、おおむね30万円～250万円かかります。詳しくは、各指定研修機関の募集要項を参照してください。



支援制度はありますか？

都道府県によっては、「地域医療介護総合確保基金」により、研修を受講する受講生やその受講生が所属する施設に対して、受講料や代替職員雇用の費用の支援を行っています。

また、指定研修機関によっては、雇用保険の給付制度のひとつである「教育訓練給付金」が活用できる場合があります。

→ 支援制度の詳細は、各都道府県または、最寄りのハローワークにお問い合わせください。



特定行為研修についての詳細

特定行為研修制度についてのより詳しい情報はこちらをご参照ください

<厚生労働省ホームページ>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>



特定行為研修を行う指定研修機関は、厚生労働省ウェブサイトに記載しています

<指定研修機関一覧>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087753.html>



本制度は、従来の「診療の補助」の範囲を変更するものではありません

これまで通り、看護師は、医師・歯科医師の指示で、特定行為に相当する診療の補助を行うことができますが、訪問看護ステーションおよび介護施設の皆さまには、特定行為を適切に行うことができるように、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」(平成4年法律第86号)第5条の規定に基づき、看護師が自ら研修を受ける機会を確保できるように配慮をしていただきたいと思います。

また、看護師は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第28条の2及び「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第6条の規定に基づき、その能力の開発および向上に努めていただきたいと思います。

特定行為研修制度を ご存じですか？

専門的な知識と技術が必要とされる特定行為（診療の補助）を、
研修を受けた看護師が医師の指示を受けて安全に行っています。



確かなスキルを患者さんにお届けします



病院や施設において、
専門的な知識と技術が
必要とされる21区分
38行為の特定行為研修を
行っています。



医師があらかじめ
看護師に指示を行います。

